

消 安 全 第 415 号  
令和 4 年 11 月 16 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 子どもの事故に関する注意喚起の周知について（依頼）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和 4 年 11 月 16 日、独立行政法人国民生活センターから注意喚起「こどもを抱っこして自転車に乗ることは危険です - 転倒・転落によりこどもが頭部に重篤なけがをすることも -」（別添 1）が公表されましたのでお知らせいたします。

また、最近、建物から子どもが転落する事故及び自動車内に取り残され熱中症になる事故が発生していることから、あわせて関係する資料を共有いたします（別添 2～4）。

各地方公共団体におかれましては、子どもの事故防止のため、別添資料等を御活用いただき、保育園や幼稚園等に子どもを通わせている保護者を始め、管内の消費者に対する周知・啓発に御協力をお願いいたします。

なお、本依頼の内容につきましては、必要に応じて管内の市区町村の関係部署へ御周知くださいますようお願いいたします。

（別添 1）「こどもを抱っこして自転車に乗ることは危険です - 転倒・転落によりこどもが頭部に重篤なけがをすることも -」（独立行政法人国民生活センター、令和 4 年 11 月 16 日公表）

（別添 2）「子どもの転落事故に注意！ - 落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を -」（消費者庁、令和 4 年 7 月 20 日公表）

（別添 3）子ども安全メール vol. 608「転落に注意！ - 窓やベランダ周りを今一度確認を！」（消費者庁、令和 4 年 11 月 7 日配信）

（別添 4）子ども安全メール vol. 593「子どもの熱中症対策を心がけましょう！」（消費者庁、令和 4 年 6 月 8 日配信）

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課

電話：03-3507-9200（直通）